

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

平成23年6月1日に、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから、既に**13年**を経過しました！

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

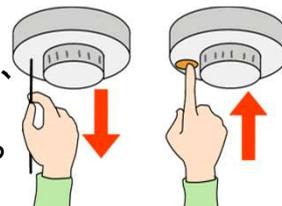
設置が必要な場所は、**寝室・階段等**※です。

※階段は、寝室が2階以上にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、ボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。



【お問い合わせ】 **大隅肝属地区消防組合**

消防本部予防課 ☎0994-52-1192
中央消防署 ☎0994-52-1199
東部消防署 ☎0994-63-5499
南部消防署 ☎0994-22-1199

輝北分署 ☎ 099-486-0119
内之浦分署 ☎ 0994-67-2591
佐多分署 ☎ 0994-26-0119

【後援】

FDMA 消防庁
消防防災センター Fire and Disaster Management Agency

